

資 料 提 供

平成 28 年 6 月 17 日
課 名 建設産業課
担当者名 西原
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 28 年 6 月 17 日に、建設業法に基づき建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社成亜総合設備	代表者氏名	竹中 朱美
主たる営業所の所在地	大竹市本町一丁目 8-2		
許可番号	広島県知事許可 (般-25) 第 29595 号		
許可を受けている建設業の種類	土, と, 石, 管, 鋼, 舗, し, 水		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 28 年 6 月 17 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容	営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの 2 営業の停止を命じる期間 平成 28 年 7 月 4 日から平成 28 年 7 月 6 日までの 3 日間		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反、業務上過失致死		
有限会社成亜総合設備は、平成 27 年 10 月 8 日に山口県岩国市内の民間の建物新築工事現場での下水道工事において、あらかじめ土止め支保工を設けるなどの危険を防止するため必要な措置を講じず、掘削面の土砂の崩落により労働者 2 名を死亡させたことにより、労働安全衛生法違反により岩国簡易裁判所から罰金 30 万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により同裁判所から罰金 70 万円の略式命令を受け、平成 28 年 3 月 19 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			